

令和5年度

生徒募集要項



埼玉県立児玉高等学校

〒367-0216 埼玉県本庄市児玉町金屋980番地

TEL (0495) 72-1566

FAX (0495) 73-1011

<https://kodamahakuyo-h.spec.ed.jp/home2>

入試業務のうち各種手続、学力検査、発表等は県立児玉白楊高等学校で行います。

1 募集人員

普通科(共)	80名(1名)
生物資源科(共)	40名(1名)
環境デザイン科(共)	40名
機械科(共)	40名
電子機械科(共)	40名

(注)募集人員の()内の数字は、転居等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。
- (4) 志願者は次のアからイまでのいずれかに該当する者。
 - ア 保護者とともに県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者。
 - イ 「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和5年細部協定書」による出願資格を有するもの。

3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域は設けない。

4 出願手続

- (1) 出願書類(志願者が提出するもの)
 - ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)
 - イ 入学選考手数料
 - (ア) 入学志願者は、入学選考手数料(2,200円)として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。
 - (イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。
 - ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。
- (2) 出願書類(中学校長が提出するもの)

学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校等及び海外の日本人学校等から出願する場合は、提出する必要はない。
- (3) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送、持参によって提出することもできる。

ア 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校が郵送	中学校が持参
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。(63円+特定記録郵便代160円)送付票(様式21)を同封すること。	
提出期間及び受付時間	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。	令和5年2月9日(木) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	県立児玉白楊高等学校(本庄市児玉町金屋980番地)	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が本校事務室に持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 県立児玉白楊高等学校長は、受領書(様式22)を交付する。
受検票の交付	県立児玉白楊高等学校長は、「受検票」を 2月13日(月)午後3時までに 特定記録郵便にて郵送手続きを行う。	

イ 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。(63円+特定記録郵便代160円)	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。	令和5年2月10日(金) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日(月) 午前9時から正午まで
提出先	県立児玉白楊高等学校(本庄市児玉町金屋980番地)	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	本校事務室に持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	県立児玉白楊高等学校長が、「受検票」を2月13日(月)午後3時までに特定記録郵便にて郵送を行う。	県立児玉白楊高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

- (4) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する場合の書類
令和5年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者は、「自己申告書」(様式6)を在学中学校長を経て、入学願書(様式5)とともに県立児玉白楊高等学校長に提出すること。
「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。
- (5) 隣接県協定により隣接県隣接学区から出願する場合の書類
隣接県隣接学区から出願する者は、埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」(様式12)を入学願書とともに提出すること。

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

6 第2志望

すべての学科において相互に第2志望を認める。

第2志望を希望する場合の「入学願書」(様式5)の記入にあたっては「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和5年2月15日(水)から2月16日(木)まで
受付時間は、2月15日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月16日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

(3) 入学選考手数料

ア 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

イ 定時制の課程から県立児玉高等学校に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に**不足分の額の埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

ウ 県立児玉高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立児玉高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。

エ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

- (4) 志願先変更証明書
「志願先変更願」（様式8）が提出された場合は、「志願先変更証明書」（様式9）を交付する。
- (5) 県立児玉高等学校の学科間等における志願先変更
(1)～(4)による。第2志望のみの変更も同様に扱う。その際、受験票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

8 志願取消

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び「受験票」を速やかに児玉白楊高等学校長に持参により提出すること。

9 学力検査

- (1) 志願者は、令和5年2月22日（水）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに校長に提出しなければならない。
なお、追検査を受検する場合は「11 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、県立児玉白楊高等学校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休憩	10:35~11:25 (50分)	休憩	11:45~12:35 (50分)	昼食	13:30~14:20 (50分)	休憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

10 面接

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望して出願した者においては令和5年2月24日（金）に個人面接を実施する。

11 追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により学力検査を欠席した者、一部受検者は、令和5年3月6日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、中学校長は志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに県立児玉白楊高等学校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様式16）を令和5年2月24日（金）正午までに県立児玉白楊高等学校長に提出すること。
- (2) 県立児玉白楊高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）及び「追検査受検者個人カード」（様式23）を交付する。
- (3) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望して出願している者においては令和5年3月6日（金）に個人面接を実施する。
- (5) 追検査会場は、県立児玉白楊高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は、学力検査に準ずる。

12 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

ア 日時	令和5年3月3日（金）	午前10時（ウェブによる発表は午前9時）
イ 場所	県立児玉白楊高等学校	
ウ 方法	受検番号を掲示する。 受験票を確認し、「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）受験票を持参し、県立児玉白楊高等学校長から交付書類を受け取る。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て県立児玉白楊高等学校長に提出すること。

13 その他

記載のない事項については、令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項のとおりとする。